

通

懇  
願  
書

書

一、正月二箇下シク一割ヲ約束通り履行ナリ。割値下ヲ解除サレタシ

二、退休ノ報酬セラレタシ  
三、退職手当ノ如ク割定ナシタシ

一年未満二ヶ月以上

一年以上ハ一ヶ月増入毎二日減二日分

四、年二四、年始給付左ノ如ク割定ナシタシ

男二四歳二十五歳二四歳六十歳、女十八歳以上三十歳、八十五歳以下無給

五、年南(金喜)ノ手當ヲ最高三十日以上支給ナレタシ

六、春秋二回慰安会ヲ開キ日給全額一月一回支給ナレタシ

七、食堂既存所ノ改築シ衛生設備、完備ナレタシ

東京製紙工業所

從業員一同

東京製紙代表者  
山口貞亮殿

6. 6. 5  
25-62

芳林第二一四四號

昭和六年六月一日 善視總監高橋守雄

内務大臣安達謙藏殿  
社會局長官殿

東京製紙工業所勞動爭議二閑八件 (第32號)

訟爭議前報(五月廿六日芳林第二〇四・號)後、狀況左記、

通

一、勞動者側

(1) 五月廿四日舊ナ谷ニ五職工長澤方シ暫定的爭議因本部ト  
決定シ

(2) 五月廿四日工場附近ニ